

国立大学法人鳥取大学と北栄町の連携に関する協定書

国立大学法人鳥取大学(以下「鳥取大学」という。)と北栄町とは、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鳥取大学と北栄町が相互に連携・協力することにより、北栄町の地域活性化並びに鳥取大学の教育及び研究の発展を図ることを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 鳥取大学および北栄町は、前条の目的を達成するために次の事項について相互に連携・協力する。

- (1) 北栄町の地域活性化及び保健福祉に係る地域創生に関すること
- (2) 鳥取大学の教育及び研究活動の円滑な推進に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とし、期間満了の1月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、鳥取大学と北栄町が別途協議して定めるものとする。

この協定の証として本協定書を2通作成し、両者記名の上、各1通を保有する。

令和6年3月28日

鳥取県鳥取市湖山町南四丁目101番地
国立大学法人鳥取大学
学長

中島廣光

鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
鳥取県北栄町
町長

手嶋俊樹